

「緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた県立学校における対応について」
(令和3年4月28日付け教体第1122号)にかかわるQA

令和3年4月28日

○ 文化部活動に関すること

Q1 緊急事態宣言が発令されている期間に参加が可能な「文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）」とはどの大会か。

- A 全国高等学校文化連盟、兵庫県高等学校文化連盟が主催する大会、吹奏楽連盟や合唱連盟等の文化関係連盟が主催する大会、日本教育音楽協会などの団体が主催する大会（例 NHK全国音楽コンクール、全国高等学校放送コンテスト等）とします。
他の大会等、判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q2 緊急事態宣言が発令されている期間に、校外の会場で「引退公演」や「定期演奏会」を予定していたが、会場を変更して校内で実施してもよいか。

- A 「緊急事態宣言が発令されている期間の部活動については原則休止」としていることから、発表会等については、実施時期の延期や中止を検討すべきものと考えます。
その上でもなお実施を検討するケースについて、実施目的、時間、動員数、公演内容等、個々の状況は様々であり、一律にお示しすることは困難ですが、例えば、中止にすることにより最終学年の生徒の最後の発表の機会が確保できなくなる場合など、教育的な観点から実施の必要性が認められる場合が該当すると考えています。
やむを得ず実施する場合であっても校内での実施に限ることとし、保護者等の参加は禁止してください。また、感染防止対策を徹底するとともに、参加人数や公演時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。
実施に向けた練習を期間内で設定する場合は、「文化部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内での活動とし、最小限にとどめるよう留意してください。
判断に迷われる場合は、ご相談ください。

Q3 緊急事態宣言が発令されている期間に「イベントへの出演」を予定していたが、参加してもよいか。

- A 「緊急事態宣言が発令されている期間の部活動については原則休止」としており、「イベントへの出演」の参加については、自粛願います。

Q4 緊急事態宣言が発令されている期間に、「文化祭」を予定していたが、校内で実施してもよいか。

- A 「校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）については、原則、自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断するもの」としています。
やむを得ず実施する場合であっても校内での実施に限ることとし、保護者等の参加は禁止してください。また、感染防止対策を徹底するとともに、参加人数や開催時間を最小限に抑えるなどの対応も検討してください。